

令和4年第6回那珂川町議会定例会

議事日程(第4号)

令和4年9月15日(木曜日) 午前10時開議

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | 認定第 1 号 | 令和3年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 2 | 認定第 2 号 | 令和3年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 3 | 認定第 3 号 | 令和3年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 4 | 認定第 4 号 | 令和3年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 5 | 認定第 5 号 | 令和3年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 6 | 認定第 6 号 | 令和3年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 7 | 認定第 7 号 | 令和3年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 8 | 認定第 8 号 | 令和3年度那珂川町水道事業決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 9 | 発委第 1 号 | 議員の派遣について
(議会運営委員長提出) |
| 日程第 10 | 請願第 1 号 | 無秩序な土地の埋立を防止する為の土砂条例の改正に関する請願について
(教育民生常任委員長報告) |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1 番 神 場 圭 司

2 番 矢 後 紀 夫

3番	高野 泉	4番	福田 浩二
5番	大金 清	6番	川俣 義雅
7番	小川 正典	8番	鈴木 繁
9番	益子 明美	10番	大金 市美
11番	川上 要一	12番	小川 洋一
13番	益子 純恵		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	福島 泰夫	副町長	内田 浩二
教育 長	吉成 伸也	会計管理者 兼会計課長	岩村 房行
総務課長	笠井 真一	企画財政課長	小松 重隆
税務課長	星 善浩	住民課長	加藤 啓子
生活環境課長	薄井 亮	健康福祉課長	薄井 和夫
子育て支援 課長	板橋 文子	建設課長	佐藤 裕之
産業振興課長	深澤 昌美	上下水道課長	益子 泰浩
農業委員会 事務局 長	田角 章	学校教育課長	藤浪 京子
生涯学習課長	高瀬 敏之		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長	星 学	書記	金子 洋子
書記	佐藤 武		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（益子純恵） ただいまの出席議員は13名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（益子純恵） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご覧願います。
-

◎認定第1号～認定第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（益子純恵） 日程第1、認定第1号 令和3年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第2、認定第2号 令和3年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、認定第3号 令和3年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、認定第4号 令和3年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、認定第5号 令和3年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第6号 令和3年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第7号 令和3年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第8号 令和3年度那珂川町水道事業決算の認定について、以上8議案を一括議題とします。

本件は、決算審査特別委員会に審査を付託したものであります。委員会での審査が終了いたしましたので、決算審査特別委員長よりその審査結果の報告を求めます。

大金決算審査特別委員長。

〔決算審査特別委員長 大金市美登壇〕

- 決算審査特別委員長（大金市美） 皆さん、おはようございます。

決算審査特別委員会に付託されました、認定第1号 令和3年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和3年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和3年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和3年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和3年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和3年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 令和3年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 令和3年度那珂川町水道事業決算の認定について、以上8会計の決算については、令和4年9月7日から14日までの6日間、所管課長等の説明を求め、慎重に審査いたしました。

各会計決算の審査結果については、一般会計及び特別会計ごとに採決を行い、一般会計、国民健康保険特別会計については賛成多数で、ケーブルテレビ事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計及び水道事業の6会計は全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。

特別委員会における意見等といたしまして、所管課それぞれの審査の際に申し上げましたが、本報告においては、1つ、債権の管理については、昨年度も決算審査特別委員会審査報告で意見を付しましたが、那珂川町債権管理条例に基づき台帳の整理をし、適正な管理とともに計画的な債権回収に努められたい。

2つ、公共交通確保対策事業に関しては、デマンド交通の収益率低下をはじめ、コミュニティバス、馬頭氏家線ともに補助金が増加している状況にある。適正な事業の推進に努めるとともに、デマンド交通に関しては、住民の要望等を重視されたい。

3つ目、生ごみ堆肥化事業は、費用対効果を見据え、見直しを図られたい。また、地域通貨券「土の恵」は、当初の目的を達成していると思われるので、事業継続の必要性も含め、見直しを図られたい。

4つ目、介護保険特別会計の保険者努力支援交付金については、評価指標の達成状況の向上を目指し、介護予防、健康づくり等に資する取組のさらなる強化に努められ、財源確保を図られたい。

以上、4項目について意見等を付しました。

以上で報告を終わります。

○議長（益子純恵） 審査結果の報告が終わりました。

これより報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

認定第1号 令和3年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

[「異議なし」「異議あり」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議がありますので、起立により採決します。

認定第1号 令和3年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（益子純恵） 起立多数と認めます。

よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第2号 令和3年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号 令和3年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

[「異議なし」「異議あり」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議がありますので、起立により採決します。

認定第3号 令和3年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（益子純恵） 起立多数と認めます。

よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第4号 令和3年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第5号 令和3年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号 令和3年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第7号 令和3年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第8号 令和3年度那珂川町水道事業決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、認定第8号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

町長から発言があれば、これを許可します。

町長。

○町長（福島泰夫） 皆様、改めましておはようございます。

ただいま令和3年度那珂川町一般会計歳入歳出決算のほか6特別会計及び水道事業決算の認定をいただきまして、誠にありがとうございます。決算審査特別委員会の中でご指摘を受けました事項、要望事項等につきましては、庁議等において検討、対応をし、善処してまいりたいと考えております。

なお、令和4年度も間もなく下半期に入っております。決算の結果を踏まえ、引き続き令和4年度予算の適正な執行に努めてまいる所存であります。

長期間にわたりまして慎重なご審議をいただきましたことに心から感謝を申し上げ、認定に対する挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第9、発委第1号 議員の派遣についてを議題とします。

提案の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大金 清登壇〕

○議会運営委員長（大金 清） ただいま提案になりました発委第1号 議員の派遣について、提案の趣旨説明を申し上げます。

提案する派遣は2件でございます。

1つは、当町議会の行政調査として、移住定住施策の取組に関する調査を行うため、宮城県七ヶ宿町に、また、若者定住環境モデルタウン及び山形県立新庄北高等学校最上校への支援の取組に関する調査のため、山形県最上町への全議員の派遣について提案するものであります。

もう一つは、毎年、栃木県町村議会議長会主催により開催されます町村議会議員研修会に、本年度においても全議員を出席させるため、議員の派遣について提案するものであります。

議員各位の賛同を賜り、議決くださるようお願い申し上げます、提案の趣旨説明といたします。

○議長（益子純恵） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第1号 議員の派遣については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第10、請願第1号 無秩序な土地の埋立を防止する為の土砂条例の改正に関する請願についてを議題とします。

本件については、今期定例会において教育民生常任委員会に審査を付託いたしましたが、委員会での審査が終了しましたので、教育民生常任委員長より審査結果の報告を求めます。

教育民生常任委員長。

[教育民生常任委員長 益子明美登壇]

○教育民生常任委員長（益子明美） 請願第1号 無秩序な土地の埋立を防止する為の土砂条例の改正に関する請願について、教育民生常任委員会の審査結果について報告いたします。

この請願は、8月2日に和見行政区区長、関 一夫氏が請願人として提出されたものであり、紹介議員は大金市美議員と鈴木 繁議員であります。

請願の内容は、不適切な土砂埋立ての発生を未然に防止し、生活環境及び自然環境を保全するため、町は今年4月に土砂条例の一部改正を行ったが、住民が不安を抱く埋立てが続き、町道が傷む事案も発生していることから、町民の不安と町の損害を防ぐため、さらなる土砂

条例の改正を求めるというものであります。

当請願については、9月6日に委員会を開催し、紹介議員及び所管課長から説明や意見等をいただき、慎重に審査いたしました。

審査した結果、条例改正が行われたが、当該地域において再度土砂の埋立てがされ、地域住民は、近年の短時間集中豪雨等による災害が起きるのではないかと不安を抱いている。また、大型ダンプカーの度重なる走行により、町道が傷み、町道の補修に余計な予算を充てることは、町の損失になる。

これ以上、不適切な土砂の埋立てをしてほしくないという地域住民の願いと不安解消のため、また、町道修繕のための町予算の適正な執行のためにも、再度、土砂条例を改正する必要があるものと認められることから、本請願の趣旨は賛同でき得るものであり、その必要性を認め、採択すべきものと決定いたしました。

以上、教育民生常任委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（益子純恵） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑は、委員会での審査の経過と結果に対してのみ質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号 無秩序な土地の埋立を防止する為の土砂条例の改正に関する請願に対する委員長報告は採択であります。

この請願を委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（益子純恵） 以上で今期定例会の会議に付されました事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて令和4年第6回那珂川町議会定例会を閉会します。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時23分